

地方自治体における こども政策に関する連携体制の 事例把握調査について

令和4年9月

内閣官房こども家庭庁設立準備室

0 目次

1 取組事例の調査について

2 調査概要

3 自治体事例集

4 自治体における連携体制調査集計データ

1 取組事例の調査について

- こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体である。今回、地方自治体の取組状況を把握するため、こども政策に関する地方自治体における連携体制等の事例について調査した。
- 今後、こども家庭庁と自治体による定期的な意見交換の機会等を活用し、創意工夫を行っている自治体の事例を収集する。あわせて、各自治体における取組の特徴等について調査・分析する。
- 上記を通じて得られたこども政策に係る自治体の取組事例を積極的に全国に共有する。
- これを通じ、各自治体において、他の自治体の取組事例を参考にして、地域の実情に即したこども政策に取り組む流れを加速し、横展開を図る。

(参考) こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）抜粋

3. こども家庭庁の設置とその機能

(2) こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の基本姿勢

② 地方自治体との連携強化

こども政策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、地方自治体の取組状況を把握し、取組を促進するための必要な支援等を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方自治体の先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。また、地方自治体との人事交流を推進する、地方自治体との定期的な協議の場をきめ細かく設けるなどにより、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら政策を推進していく。

2 調査概要

1 調査目的

こども政策に関して、「こどもまんなか」行政を進めていくにあたり、地方自治体におけるこども政策に関する部局間の連携のあり方について取組事例を収集・把握するもの。

2 調査対象

- ・47 都道府県、20 指定都市、62 中核市、東京都23 区（左記は悉皆）
- ・70 市町村（人口規模に留意し、事例収集目的で以下のとおり抽出。）

<人口20 万人以上> 5 自治体

<人口10～20 万人> 20自治体

<人口 5～10 万人> 18自治体

<人口 1～ 5 万人> 19自治体

<人口 1 万人未満> 8 自治体

※人口は「令和2年国勢調査 人口等基本集計結果」（総務省統計局）を参照

3 調査期間（回答基準日：令和4年4月1日現在）

令和4年4月15日～5月31日 ※取組についてヒアリングも実施

4 回収数

221自治体／222自治体 （回収率：99.5%）

3 自治体事例集

1. 「こどもまんなか」行政に向けた関係部局間連携など 組織体制の工夫

- 事例① こども政策の司令塔部局/総合調整部局の設置（東京都、徳島県）
- 事例② こども政策関係部局間の連携向上に資する人事上の工夫
（新潟市、熊本市、福島県伊達市）
- 事例③ 小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、研修の一体的実施
（宮崎県、兵庫県明石市、愛媛県松山市、島根県、高知県、岩手県花巻市、大阪府箕面市）

2. こども政策に関する 相談体制の工夫

- 事例④ こども政策のワンストップ相談窓口の設置（岐阜県岐阜市、岡山県総社市）

3. 地域総がかりの いじめ防止対策 に向けた 首長部局の取組

- 事例⑤ こどもの相談窓口の首長部局への設置（岡山県、群馬県桐生市、東京都世田谷区）
- 事例⑥ 首長部局の第三者性を活かした、いじめ解消プロセスへの積極的関与
（札幌市、大阪府寝屋川市）

4. こども政策における NPO等との連携等

- 事例⑦ NPO等の民間団体との情報共有、共同研修、事業連携
（長崎県、千葉県松戸市、長野県泰阜村、兵庫県尼崎市）

※自治体の取組の参考となるよう、調査結果をもとに主な事例を整理し、各事例について、人口規模にも配慮して具体的ないくつかの自治体の取組をピックアップ。

※自治体からの聞き取り等を元に、こども家庭庁設立準備室において作成。

事例①

こども政策の司令塔部局/総合調整部局の設置

東京都
(人口 1405万人)

「東京都こどもホームページ」
<https://tokyo-kodomo-hp.metro.tokyo.lg.jp/>

- 政策全般をこども目線で捉え直し、**総合的に政策を推進する体制を構築するため、局相当の本庁組織「子供政策連携室」を設置**。企画立案機能や連携体制の構築などを図り、行政の枠組みにとらわれない幅広い視点で事業を展開。
- **既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに関係局からなるチーム**（ヤングケアラー、ユースヘルスケア、日本語を母語としない子供、ネウボラの仕組み、乳幼児期の集団生活、子供目線によるセーフティ・レビュー、子供の笑顔につながる「遊び」の推進）**を組成し、組織横断的な取組を実践**。
- 官民一体となった、**社会全体で「こどもを大切に作る」気運を醸成**するため、「こどもスマイルムーブメント」を展開。その取組の一環として、育休を「仕事を休む期間」ではなく「社会の宝である子供を育む期間」と考える社会のマインドチェンジに向け、**育休のイメージを一新する愛称を公募**。令和4年6月、8,825件の応募の中から**「育業」**と決定し、普及・浸透に向けた取組を順次展開。
- **こどもたちの意見やアイデアを取り入れ作成した「東京都こどもホームページ」**を通じ、**こどもとの双方向のコミュニケーションやこどもたちへの情報発信を強化**。

事例①

こども政策の司令塔部局 / 総合調整部局の設置

徳島県
(人口 72万人)

- **首長部局 未来創生文化部**において、徳島県次世代育成支援行動計画や少子化対応県民会議に係る事務における関連部局の取りまとめや、教育委員会の業務を含めたこども政策全般の総合調整として、予算・進捗の管理を実施。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

新潟市
(人口 79万人)

- 令和3年4月から首長部局 こども未来部こども政策課に2名の小中校長経験者（教育委員会と併任）を配置し、教育委員会（学校）と連携した施策を実施。
- 放課後児童クラブの実施において、校内施設の利用調整や学校でのヤングケアラーと思われる児童・生徒を見つけ出す方法の検討に関わるなど、学校現場の実情を踏まえた施策の実施に関与。
- 本市のこどもの権利について定めたこども条例に関して、学校内での意見聴取への支援。
- 児童相談所などでの児童・生徒に関わる会議において教育的視点から助言。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

熊本市
(人口 74万人)

- 首長部局 健康福祉局子ども未来部の児童相談所に警察官（県警から出向）及び教職員（市教育委員会から出向）を配置。
- 警察官は、児童相談所における少年事件や児童虐待などの要保護児童の通告事例など警察が関与する事案への対応や助言や児童への聴取などに関する検察庁との連携などに従事し、教職員は、児童福祉司として、教育委員会との情報交換や教育委員会が開催する会議に参加するなど、専門性を活かした業務に従事。出身元の機関と連絡調整・情報交換をすることで、迅速な対応がとれ、円滑に事務を実施することが可能。
- また、教職員が児童相談所で勤務した後、教育現場に戻ることで、学校運営に福祉の視点からの配慮が加わる。

こども政策関係部局間の 連携向上に資する人事上の工夫

事例②

福島県^{だて}伊達市
(人口 6万人)

- 平成29年から児童福祉部局と保健衛生部局が連携し、伊達市版ネウボラ事業を実施。**令和3年から2部局の連携促進のため組織改編し、教育委員会内の児童福祉部局であるこども部に「ネウボラ推進課」を創設。**
- 同課において、**子育て世代包括支援センター業務と子育て支援業務のマネジメントをする保健師を配置。**母子保健の視点を入れ込み、**一体的に親子へ支援する事業の調整や関係部署とのケース連携を担う。**また、子ども家庭総合支援拠点、発達相談支援の担当係もあり、包括的支援体制が可能となった。
- 課外へ併任辞令を発令
 - ① 保健衛生部局保健師：母子保健を担う保健師へ発令。「親子の（あなたの）担当保健師」として就学まで支援。**母子保健と子育て支援の視点から、親子へ一貫した切れ目ない支援を行う。**
 - ② 児童福祉部局他課：児童福祉企画担当と幼児教育担当へ発令。**こども施策全般の視点や幼児教育現場の意見の聴取可能。**
- 保健・福祉・教育各担当者にて定例会を開催。顔の見える関係ができ、課題の共有や多種の専門職の専門性を生かした支援が可能となった。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

宮崎県
(人口 107万人)

- 平成20年4月に、知事主導の下、少子化対策への対応強化を目的として首長部局に「こども政策局」を設置し、幼稚園・保育所・認定こども園等の業務を一元的に所管。
- 公立幼稚園の設置・廃止に関する許認可事務以外の業務は補助執行として首長部局が実施。
- 教育委員会職員（指導主事）をこども政策局こども政策課との併任配置とし、教育に係る専門性を確保。
- 設置者や施設類型を問わず、研修を一体的に実施。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

兵庫県明石市 (人口 30万人)

- 平成24年度から待機児童解消の取組として、保育施設の環境整備を始め、幼稚園の預かり保育や認定こども園化を推進することも含め、幼稚園の業務を補助執行により首長部局こども未来部（現こども局）こども育成室に集約。
- 幼稚園担当職員を首長部局へ併任配置し、保育所担当と連携して採用等の人事業務を効率化。
- 就労世帯児童の受け入れなど、公立幼稚園の保育機能を大幅に強化。また、幼稚園1号児童のうち就労世帯児童の入所手続きについて、保育所・認定こども園の選考ノウハウを用いて実施。窓口でも幼稚園を紹介し、保育施設の選択肢としてPR。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の業務を集約したことで、コロナ対策など、各施設へ一体的な対応することができ、業務が効率化。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

首長部局に集約

愛媛県松山市 (人口 51万人)

- 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、就学前児童の教育・保育を一体的に実施するため、**幼稚園に係る業務を補助執行により首長部局に集約。**
- 従来の保育に係る業務に加え、入園許可・退園など幼児の就園に関すること、幼稚園に係る教育課程及び教育活動の指導等に関すること、幼稚園の管理運営の指導に関することなどの業務を実施。
- **幼稚園教諭（1名）を同課に配置**し、上記業務に関与することで、教育面での専門性を確保し、現地・現場の意見を踏まえた政策立案が可能であるとともに、認定こども園の認可・認定や指導監査において、専門的知見を活かした助言等が可能。
- また、幼稚園・保育所職員の研修を一体的に取り組むことや、公立幼稚園教諭の採用面接を首長部局が実施することにより、**教育・保育現場それぞれの特長を理解しながら職員の質の向上を図るとともに、幼稚園・保育所の地域ニーズに合わせた職員の確保が可能。**



研修の様子

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

島根県
(人口 67万人)

島根県幼児教育センターホームページ
[https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/yo
uji_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/yo
uji_kyoiku/)

首長部局・教育
委員会で共管

- 「島根県幼児教育センター」を、**首長部局 健康福祉部子ども・子育て支援課と教育委員会で共管**（平成30年4月開設）。
- 同課の職員4名に加え、教育委員会の幼児教育担当7名（兼務を含む）、幼児教育アドバイザー2名を配置。
- 公私立を問わず、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員に対して、訪問による助言・指導等を行うとともに、**幼児教育の知見を集約し連携した研修会を島根県幼児教育センターとして実施**。
- 活動実績

| | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 集合型研修（参加人数） | 623 | 595 | 146 | 214 |
| 訪問指導（件数） | 198 | 226 | 493 | 446 |

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

教育委員会に集約

高知県 (人口 69万人)

- 就学前に係る事務の一元化を図るため、**幼稚園・保育所・認定こども園**の事務を補助執行及び事務委任により、**教育委員会 幼保支援課に集約**（平成15年度。教育委員会への集約は全国初。行政職10名と指導主事（小学校等教員）8名で運営。）。
- 施設類型によらず、県内のどこにいても質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、**幼稚園・保育所・認定こども園における研修を一元的に実施**（教育センターと連携した体系的な集合研修（約30種類）のほか、園内研修への指導主事やアドバイザーの派遣による助言（年間300回程度）など）。
→ 県内の就学前施設では、教育・保育の質の向上に向けた取組が定着（保育を公開して行う園内研修の実施率 91.0%（R3））
- 県の施策や就学前施設に共通の課題（保幼小連携・接続、保護者や厳しい環境にある子どもへの支援、運営支援、南海トラフ地震対策など）に対して、一元的な施策の展開が可能。

幼稚園・保育所・認定こども園等の職員が一緒に、グループ協議をしている様子 →



小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

教育委員会に集約

岩手県花巻市 (人口 9万人)

- 義務教育への円滑な接続などを目的として、教育委員会において、子育て支援、幼稚園・保育所、児童クラブの業務などを一元的に実施。
- こどもたちの0歳からの健やかな成長を目指し、就学前教育の在り方について、家庭、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、地域での具体的な取組を示すため「花巻市就学前教育プログラム」を策定。
- 幼稚園・保育所、小学校、認可外保育施設の長及び保護者代表などを集め、地域が連携して取り組むため、就学前教育振興会議を設置。
- 市内全体での保育の質の向上を目指し、市内全園を対象にした「はなまき保幼こ一体研修」を年10回程度実施。
- 義務教育担当課と連携を図り、円滑な幼小接続を目指し接続期カリキュラムの作成、幼小相互理解を深める授業参観と保育体験型参観等の実施や園児と児童の交流を支援。
- 花巻市保育・教育アドバイザーを設置し、市内全ての保育・教育施設を対象に園内研修を支援。

小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

事例③

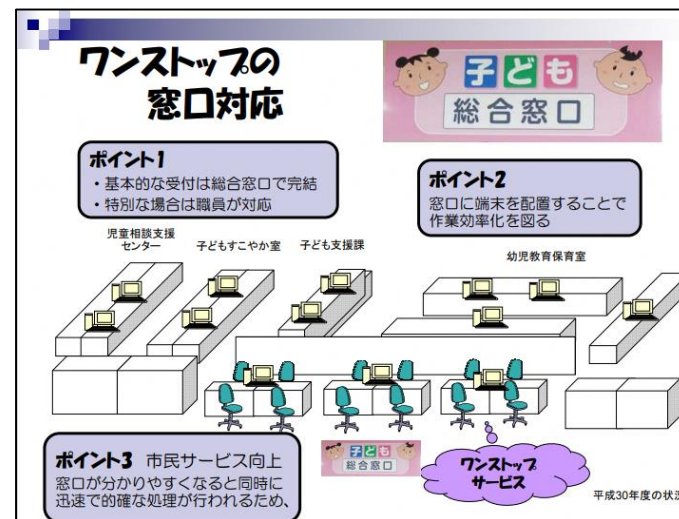
教育委員会に集約

みのお
大阪府箕面市
(人口 14万人)

子ども総合窓口HP

<https://www.city.minoh.lg.jp/childpolicy/madoguchi/index.html>

- 0～5歳の就学前のこどもに関する施策を教育委員会に一元化し、子育てに関する部署をワンフロア化することで、ワンストップ窓口対応を充実。母子保健、就学前施策等の業務についても、事務委任・補助執行により教育委員会に業務を集約。
- 市で管理するこどもやこどもの家庭の情報を集約し、こどもの成長に合わせた切れ目のない支援をするためのデータベースとして「子ども成長見守りシステム」を構築。例えば、生活保護や児童扶養手当等の情報から生活困窮の可能性のある世帯のこどもを抽出したり、学力や非認知能力等の情報を活用して支援が必要である可能性のあるこどもを抽出したりすることで、困難な状況にあるこどもを見つけ出す。
- 保育所待機児童対策や児童生徒集計等の情報と連動した就学前児童推計による就学前施策の検討がスムーズに。コロナ禍において、就学前・就学期の対応について、整合性や利便性を図り一体的な方針決定が容易。



小学校就学前の教育・保育の担当部署の集約、 研修の一体的実施

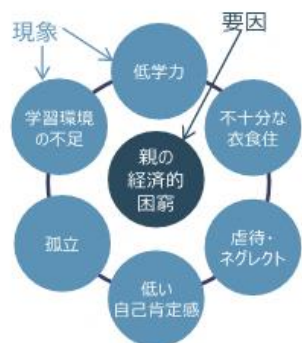
事例③

教育委員会に集約

みのお
大阪府箕面市
(人口 14万人)

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報
②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが
根本にある貧困が見えない情報

- 現象
- 学力・体力調査結果
 - 生活状況調査結果
 - 日常の行動・衣服などの状況
 - 学校健診・乳幼児健診の結果
 - 虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが
子どもの状況が見えない情報

- 要因
- 生活保護の受給状況
 - 児童扶養手当の受給状況
 - 保育料算定時の所得状況
 - 給食費の滞納状況
 - 就学援助の受給状況

子ども個人をキーに
名寄せすると...

見守りが必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮)

支援が必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮+子どもの変化)

支援を受けている子どもの
現況がわかる
(親の状況+子どもの状況)

支援を受けている子どもの
経年変化を追跡できる
(子どもの変化+集団の変化)



A君の
データ

| 学年 | 学力調査 | 生活状況調査 | 学校健診 | 虐待通報 | 担任観察 | 生活保護 | 就学援助 |
|----|------|--------|------|---------|------|------|------|
| 小1 | +5 | ±0 | 異常なし | なし | 問題なし | 非該当 | 受給 |
| 小2 | +2 | △5 | 異常なし | あり・経過観察 | 要観察 | 非該当 | 受給 |
| 小3 | △8 | △10 | 発育遅れ | あり・対応 | 問題あり | 受給 | 受給 |
| 小4 | △9 | △8 | 発育遅れ | なし・経過観察 | 問題あり | 受給 | 受給 |

事例④

こども政策のワンストップ相談窓口の設置

岐阜県岐阜市 (人口 40万人)

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
<https://yell-gifu.jp/>

- 0歳から20歳前までのこども・若者とその保護者、こどもに関わる全ての方々の悩みや不安に対し、関係機関と連携しワンストップで総合的・継続的に支援するため、平成26年度に条例に基づき首長部局に「岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”」を設立。また、令和4年度から、児童虐待等への迅速な連携を図るため、岐阜県警及び県の児童相談所の分室が“エールぎふ”内に入居した「こどもサポート総合センター」を開設。
- 臨床心理士、社会福祉士、保健師、教員、保育士、SSW（教員OB）等、120名の職員で運営。この他、専門アドバイザーとして、児童精神科医、小児科医・弁護士・カウンセラーを配置。SSWや専門アドバイザーがいることで、学校をはじめとする関係機関との連携において、円滑に業務を進めることが可能。
- 子どもの見守り宅食支援事業や放課後居場所づくり事業を端緒として、NPO法人等が、こどもとその保護者の様子を把握し、地域支援に結びつける施策を推進。
- 子ども家庭総合支援拠点として母子保健分野との緊密な連携を図り、早期の支援を実現。また、所属機関や病院、警察等から、心配なこどもの情報が“エールぎふ”に集約されることで、様々な支援に接続。具体的な支援や専門機関への取り次ぎまで、完結した対応が可能。

“エールぎふ”のべ相談・対応件数

| 年度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 11,890 | 12,420 | 14,501 | 14,445 | 15,965 | 17,521 | 19,604 | 21,795 |

事例④

こども政策のワンストップ相談窓口の設置

岐阜県岐阜市 (人口 40万人)

■各係の相談・対応の概要と各係の業務のご案内

- 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”は、
- ◆ 0歳から20歳前までの子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安の相談に対応します。
- ◆ ワンストップで総合的に相談・支援します。
- ◆ 発達段階に応じて継続的に支援します。

5つの係が、ご相談に対応しています。



一人で悩んでいませんか。ご相談ください。お待ちしております。



8:45~17:30
総合相談 ☎0120-43-7830
24時間(子ども専用)
子どもホットダイヤル ☎0120-43-1474
緊急
児童虐待通告専用 ☎058-269-1600

研修・講座等
○出前講座
○“エールぎふ”講演会
○ペアレント・トレーニング

総合相談

○電話相談 ○来所相談 ○メール相談

専門アドバイザーによる相談

○カウンセリング
○医療相談(児童精神科医)
○法律相談(弁護士)

SSW¹⁾によるケース検討会議

※1 スクールソーシャルワーカー

乳幼児相談・支援の3つの係

I a 乳幼児相談係

- 発達相談(来所・家庭訪問)
- 就学前巡回相談
- エール診察室(小児科)
- 交流保育 ○療育DVD貸出
- 療育総合判定会議(子ども保育課と協同)

I b 親子支援係

- 親子教室
- ◇対象:1・2歳児(未就園児)
- ◇形態:小グループ活動
- ◇場所:北市民及び南市民健康センター エールぎふ・もえぎの里

I c 乳幼児支援係

- 幼児支援教室
- ◇対象:3~5歳児 ◇形態:通級制
- ◇場所:長良・岐阜北・瑞山・岐阜東市橋・加納・岐阜南・柳津の市内6教室

II 家庭児童相談係

- 児童虐待相談・通告
- 養護相談
- ※家庭での子どもの養育環境(経済的困窮、保護者の疾病、家出など)

III 発達支援係

- 発達相談(検査・F B・訪問発達相談)
- ◇対象:発達に心配がある児童生徒
- ペアレント・トレーニング
- ◇対象:子育てに困り感をもつ保護者
- 保護者の会「ゆったりゆったり」

IV 教育支援係

- 子ども・若者自立支援教室
- ◇対象:岐阜市内の不登校児童生徒
- ◇場所:明德・岐陽・七郷・芥見の市内4箇所5教室
- 保護者の会「ぼほちいこか」

V 才能伸長・自立支援係

- いじめなどの問題行動に関する相談
- ◇対象:小中学生・高校生
- 義務教育終了から20歳前の若者の相談
- ◇対象:ひきこもり、非行、家庭内暴力、対人関係などに悩む若者
- 保護者の会「ゆうゆうと」



親子教室



幼児支援教室



保護者の会

そうじゃ
岡山県総社市
(人口 7万人)

- 平成27年度から、**保育園の所管を首長部局から教育委員会に移管し、幼稚園・保育園・認定こども園を一つの課で所管**。業務を一元化するのみに留まらず、家庭の状況に応じて最適な入所先を紹介するなど、住民に寄り添った対応を実現。
- さらに平成28年8月から、西庁舎1階にこども政策に関する部署として、**首長部局 保健福祉部こども課**（児童福祉、母子保健等を所管）と**教育委員会 教育部**（学校、幼稚園、保育園等を所管）を**ワンフロアに集約**。**このフロアを「子育て王国」と名付け**、キッズスペースを設けるなどして、**こどもに関する手続、相談支援を切れ目なくワンストップ化**。
- 同時に、フロア内には「子育て世代包括支援センター（子育てほっとルーム）」をオープン。授乳や計測などができるため、気軽に立ち寄り、相談できる場となっている。
- 住民からは、こども関係の窓口がワンフロアに集約されていることでメリット。
- 子育てに関する相談や手続など、日常的に個別事案について、**部署をまたいで職員間の迅速な連携が可能**。首長部局と教育委員会の双方に関わる問題（虐待やヤングケアラー支援）において、特に効果を発揮。



子育てほっとルーム（利用者支援）

事例⑤

こどもの相談窓口の首長部局への設置

岡山県
(人口 189万人)

岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）
<https://www.pref.okayama.jp/page/495117.html>

- 平成13年7月、首長部局 県民生活部男女共同参画青少年課の出先機関として、総合相談窓口と、それぞれ別の場所で運営していた4つの専門的な相談窓口を1箇所にまとめ、青少年の様々な不安や悩みに連携して対応する「青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）」を設置。
- 青少年に関する相談全般を対象とする「総合相談窓口（すこやか育児テレホン）」を始め、教育委員会が所管する「教育相談」、「進路相談」及び「子どもほっとライン」、警察が所管する「ヤングテレホン・いじめ110番」を開設。電話等での相談対応のほか、公認心理師による面接、支援機関に取り次ぐなどの対応。「子どもほっとライン」は相談員養成講座を修了した学生ボランティア（心理学を学んでいる学生、臨床心理士をめざしている学生など）が、小中高校生からの相談に応答。
- 昨今、こどもの情報ツールがSNSに移行していることなどから、令和3年度からSNS（LINE）を活用した相談「ハートフルおかやま110」を期間限定で試行。



LINE で気軽に相談できるようになりました
SNS相談@ハートフルおかやま110

相談できる日時
令和4年5月9日(月)～9月29日(木) 月・木・土曜日
月曜日 / 午前8時45分から午後0時45分まで
木・土曜日 / 午後5時30分から午後9時30分まで

相談できる人
岡山県内に在住、在学する子ども・若者

※お問い合わせは、
※アクセス集中時は相談員の対応が遅れることがあります。
※LINEのID・プロフィール写真は相談員には見えません。

友だち追加は
こちらから！

事例⑤

こどもの相談窓口の首長部局への設置

群馬県きりゅう桐生市
(人口 11万人)

桐生市「子育て相談窓口」

<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/1018221/index.html>

- 令和2年度に保健福祉部 子育て支援課、教育委員会 教育部青少年課、新設の子育て相談課をまとめた「子どもすこやか部」を子育て支援を総合的に推進する部局として首長部局に新設。
- 組織の一元化に伴い、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦の福祉に関する相談に加え、青少年に関する相談業務を統合した「子どもすこやかホットライン」を設置。妊娠・出産・育児やこどもの発達に関すること、虐待とすること、いじめに関する事など、こども・子育ての総合的な相談を可能にすることで、乳児から青少年の健全な育成を総合的に推進。

東京都世田谷区
(人口 94万人)

- 世田谷区子ども条例に基づき、**「世田谷区子どもの人権擁護委員（通称：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）」を、区長及び教育委員会の附属機関として設置**。子どもの権利侵害についての「相談」、「調査」、「要請・意見」などを行う、委員を3名を選任（現在、大学名誉教授、大学准教授、弁護士が在籍）。
- **こどもの権利侵害に関する相談を受け付けて**おり、委員の外、相談・調査専門員5名（社会福祉士、公認心理師、幼・中・高教諭、保育士、キャリアコンサルタントの有資格者等）を選任。
- 電話、メール、はがき、FAX、面接などによる相談を受け付けており、公正・中立な立場から支援。
- 令和3年度の新規相談件数は300件であり、相談内容として多かったものは、「対人関係の悩み」が61件、「いじめ」が45件、「心身の悩み」が35件であった。
- 権利侵害への対応として、小学生からの相談を受けた委員と専門員が、相談者と学校との間に入り、双方の認識の相違などの状況について改善を促すなどの支援を行った事例がある。



マスコットキャラクター
なちゅ

首長部局の第三者性を活かした、いじめ解消プロセスへの積極的関与

事例⑥

札幌市
(人口 197万人)

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist>

- いじめ、体罰などといった権利侵害に悩むこどもからの相談を受け付け、助言・支援や調査・関係者間の調整を行う機関として条例に基づく、「子どもアシストセンター」を設置。人権・法律などに詳しい救済委員（2名）、調査員（3名）、相談員（7名）計12名を配置。
- SNSによるコミュニケーションが普及していることを踏まえ、電話・Eメールに加え、「子どもアシストLINE相談」を実施。（LINE相談は令和2年4月から通年実施）
- **令和3年度こどもからの相談件数 1,504件**
内訳は LINE724件、電話356件、Eメール339件、面談85件。
LINEは、こどもにとってより相談しやすい方法であることがうかがえる。
- 2種類のカードを1学期の初めと夏休み明けに配布。
（それぞれの時期に沿った内容のカードを作成）
- 担当部局 札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

配布カード→
上：1学期始めに配布
（小学生用）
中・下：夏休み明けに配布
（小中高用）

ひとりではやまないで！
しんばいなことがあったら話してね！
ひみつはまもるよ！

子ども専用 (無料) ☎ **0120-66-3783**
つながらないとき・おとなのかたは ▶ 011-211-3783

メール ✉ **assist@city.sapporo.jp**

札幌市子どもの権利救済機関 **子どもアシストセンター**
受付時間
☎ ☎ おさ10:00～よる9:00 ☎ ☎ あさ10:00～ひる3:00 日曜日・夜日・
☎ ☎ ☎ 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階 年中休日は休み

ひとりじゃないよ。ウラも見てね！
あなたに寄り添うアシストがある！

子ども専用 (通話無料) みんなの な や み
0120-66-3783 LINE からでも OK
メールアドレス: assist@city.sapporo.jp

札幌市子どもの権利救済機関 **子どもアシストセンター**
<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/assist> ホームページ

悩み・不安をなくして気持ちスッキリさせよう！
どんな話もOKだよ 秘密は守るよ
名前をいなくてもOKだよ やさしく話を聞いてくれるよ

はなしてみてみっ!

みんなの な や み **子どもアシストセンター**
月～金 10:00～20:00 12/29～1/3 日曜日・夜日・
土 10:00～16:00 LINEでの相談受付は終了30分前までです。
住所：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階 02-00424-1818 02-0424183

首長部局の第三者性を活かした、 いじめ解消プロセスへの積極的関与

事例⑥

ねやがわ
大阪府寝屋川市
(人口 23万人)

- 首長部局に「監察課」を創設し、ケースワーカーの経験や弁護士資格を有する職員を配置。
- 監察課にいじめの相談窓口を設け、毎月1回市立の小中学校に通う全児童・生徒に対し、監察課へのいじめ通報を促進するためのチラシを配布。首長部局が主体的にいじめの通報を受け、速やかに対応をつなげることにより、いじめの深刻化を防止。
- これを、学校における教育的ないじめ解決アプローチを補う「行政的アプローチ」と位置づけ、学校、教育委員会と積極的に連携。
- 監察課のいじめ対応件数は令和3年度183件、令和2年度169件、令和元年度172件。認知したいじめ全件について1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認。

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

長崎県

(人口 131万人)

- 平成18年度に、こどもが生まれてから社会人になるまでの一貫した支援を行うため、首長部局 福祉保健部にこども政策局を設置（※子どもの貧困対策の所管はこども家庭課）。同局では、こどもや子育て家庭への支援、安全・安心な子育ての環境づくりなどの取組を実施。
- 平成30年度にこどもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握・検討するため、「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、令和2年度から「長崎県子どもの貧困対策推進事業」を実施。
- 本事業において、こどもを支援につなぐ仕組みづくりを進めていくために、「長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーター」を設置。市町に対する、こどもの居場所と連携した事業実施のための技術支援、「つなぐBANKフードバンクシステム総合相談支援事業」のノウハウ提供や、食材マッチング等に協力する企業や団体の掘り起こし等を実施。
- 令和3年度末までの約2年間で県内21市町のうち、9市町で居場所と連携してこどもの見守り等を行う事業を実施。
- 地域の子どもが集まる居場所ができることで、支援が必要な子どもや子育て世帯を見つけ、支援に繋がりやすくなる効果が期待。

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

千葉県松戸市
(人口 50万人)

- **NPOからの提案を受け付け、具体的な実施に繋げる、「松戸市協働事業提案制度」を実施。**民間だけ、行政だけでは解決が難しい地域課題に協働して対応。NPOと連携した取組などについてパネル展を開催するなど、**市内で活動する団体の活動内容や魅力を発信。**
- 本制度において、令和4年度から協働事業として、核家族、経済的貧困、ひとり親、子・親の障がいを抱えた世帯など、子育てにおいて困難を抱えながら地域で孤立し、支援につながりづらい家庭が、官民の連携により必要なサポートにつながることを目指す仕組みを構築するため、関係者が情報交換等を行う円卓会議や、**地域での見守りの目を増やすためのサポーター養成講座等を実施予定。**

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

やすおか
長野県泰阜村
(人口 0.1万人)

- **令和3年度より「泰阜コミュニティースクール」**（学校運営協議会）を発足させ、**保育所・学校、保護者、地域が連携し、子ども・子育てを充実。個人ボランティアや少年野球、太鼓教室など、子ども支援に携わる者が多数活動しており、各支援の橋渡しの役割**を果たしていくことで地域一帯となった子育て支援を構築。
- 「NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター」が地域ぐるみで山村留学などの子育て支援を展開。
- 首長部局のこども政策全般の業務を事務委任で**教育委員会 子育て支援係に集約**。同係は**総合調整部局**として、こども政策全般の**進捗管理・予算管理**を統括することで、一体的なこども・子育て支援が可能。また、教育委員会において保育所、小学校、中学校を所管し、一貫した教育体制を確保。
- 小規模自治体のメリットを生かし、**必要があれば関係部局が直ちに集まって会議を開催するなどして、情報共有するとともに、方針決定が可能。**

NPO等の民間団体との 情報共有、共同研修、事業連携

事例⑦

あまがさき
兵庫県尼崎市
(人口 46万人)

- こどもから大人まですべての市民の学びや育ちを総合的に支える拠点「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備。市長部局、教委、県（児童相談所・県警少年サポートセンター）、民間（指定管理者・受託事業者）、看護学校など多様な担い手が一つの場所で連携。
- 拠点に、こどもの課題や困難を抱えるこどもたちと家庭を支援する総合施設「子どもの育ち支援センター“いくしあ”」を設置。こどもや子育て家庭の支援に必要なデータを統合するシステム「子どもの育ち支援システム」を構築し、直接支援に従事するセンターの職員に閲覧権限を付与し、これまでの面談、記録などの情報を閲覧し、支援を実施。
- 市内の生活保護受給家庭の引きこもりの若年者に対して自立支援に向けたアウトリーチ支援（ソーシャル・インパクト・ボンド実証実験）をNPOと連携して実施。この他、困難な状況にある家庭のこどもたちに対して第三の居場所を提供する事業を民間団体と連携して実施。（両事業は現在終了。）

4 自治体における連携体制調査集計データ

調査項目 目次

調査項目 1 関係部局間の連携における運用上の工夫

- (1) こども政策に係る関係部局を集めた会議の実施
- (2) こども政策に係る人事上の併任発令等の工夫を行っている自治体

調査項目 2 地方自治体の組織体制の面での工夫

- (1) こども政策に係る関係部局の司令塔部局／総合調整部局の設置
- (2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約している自治体
- (3) 放課後児童クラブの事務を教育委員会が所管している自治体
- (4) その他こども政策の所管を集約している業務

調査項目 3 NPOや民間との連携や人材交流

こども政策に関してNPO・民間との連携や人事交流について回答のあった自治体

調査項目 4 いじめ問題に関して首長部局の取組

- (1) いじめに関する相談窓口を設置している自治体
- (2) 要保護児童対策協議会等のネットワークを活用している自治体
- (3) 警察や法務局との連携を工夫しているとした自治体

調査項目 5 組織再編の検討

こども家庭庁の設置に伴い地方自治体の組織改編を検討するか

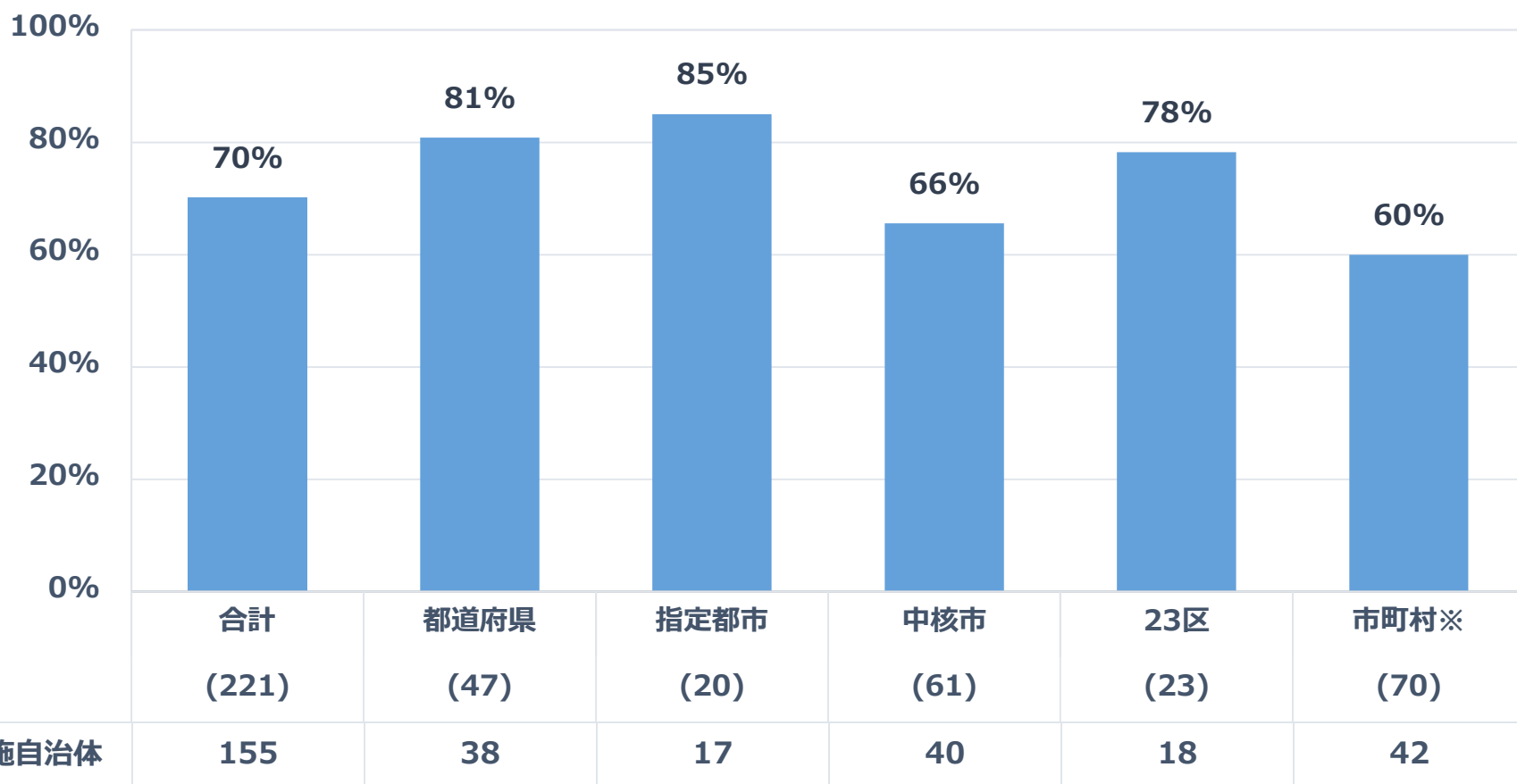
4

集計概要（調査項目1 関係部局間の連携における運用上の工夫）

(1)こども政策に係る関係部局を集めた会議の実施

- ・こども政策に係る関係部局を集めた会議を実施している自治体は、全体の約7割。
- ・小規模自治体では、職員間の日頃のコミュニケーションにおいて相談したり、コンパクトな会議を必要に応じて招集したりすることで対応している例もある。

（注）法定されている「総合教育会議」「要保護児童対策地域協議会」は除く。



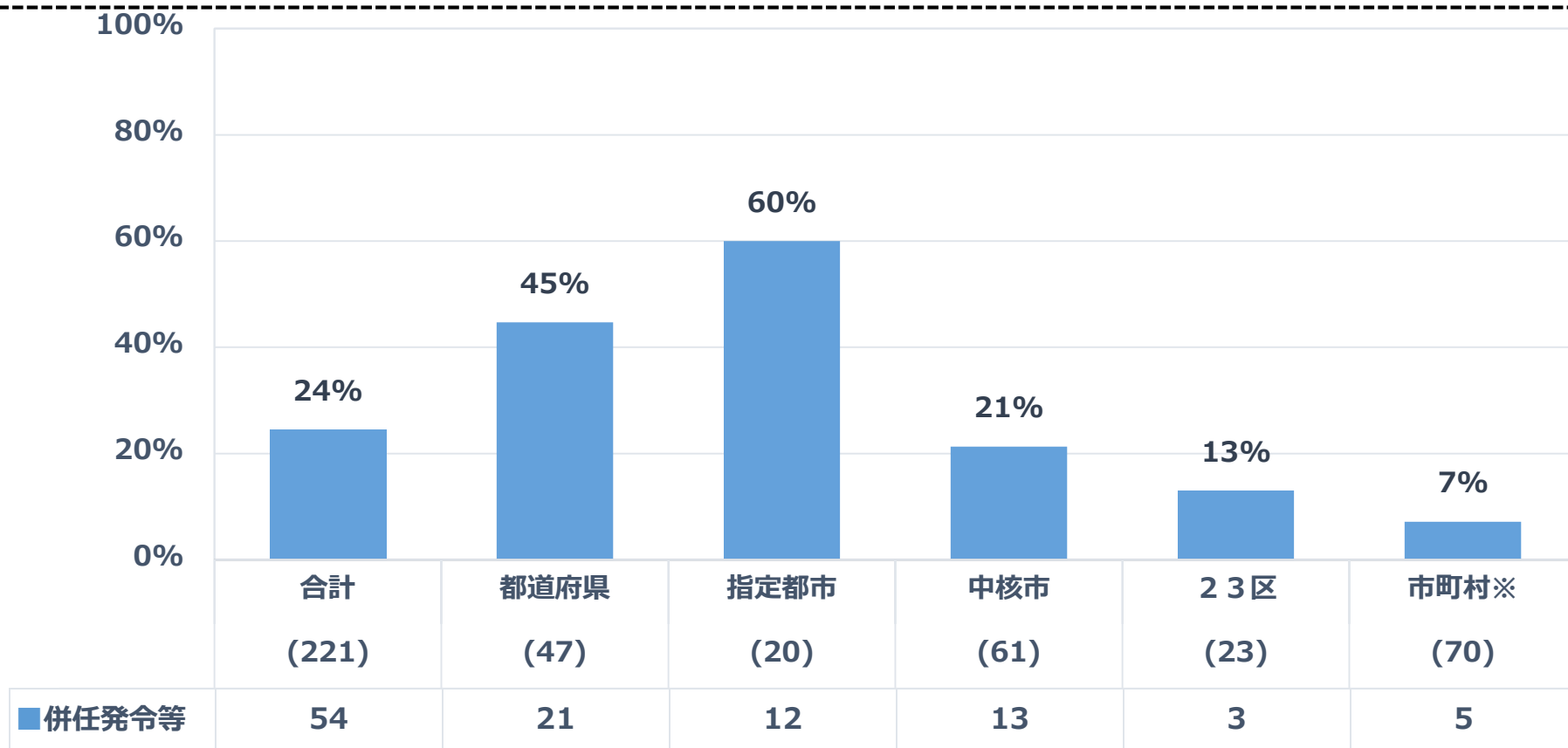
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

4

集計概要（調査項目 1 関係部局間の連携における運用上の工夫）

(2)こども政策に係る人事上の併任発令等の工夫を行っている自治体

- ・こども政策に係る関係部局において、人事上の配慮として併任発令等を行っている自治体は全体の約2割。都道府県では約5割、指定都市では6割が併任発令等を実施。
- ・教員等の特定の知識を持った者を警察に配置することなどにより、関係部局間の連携に配慮している例がある。



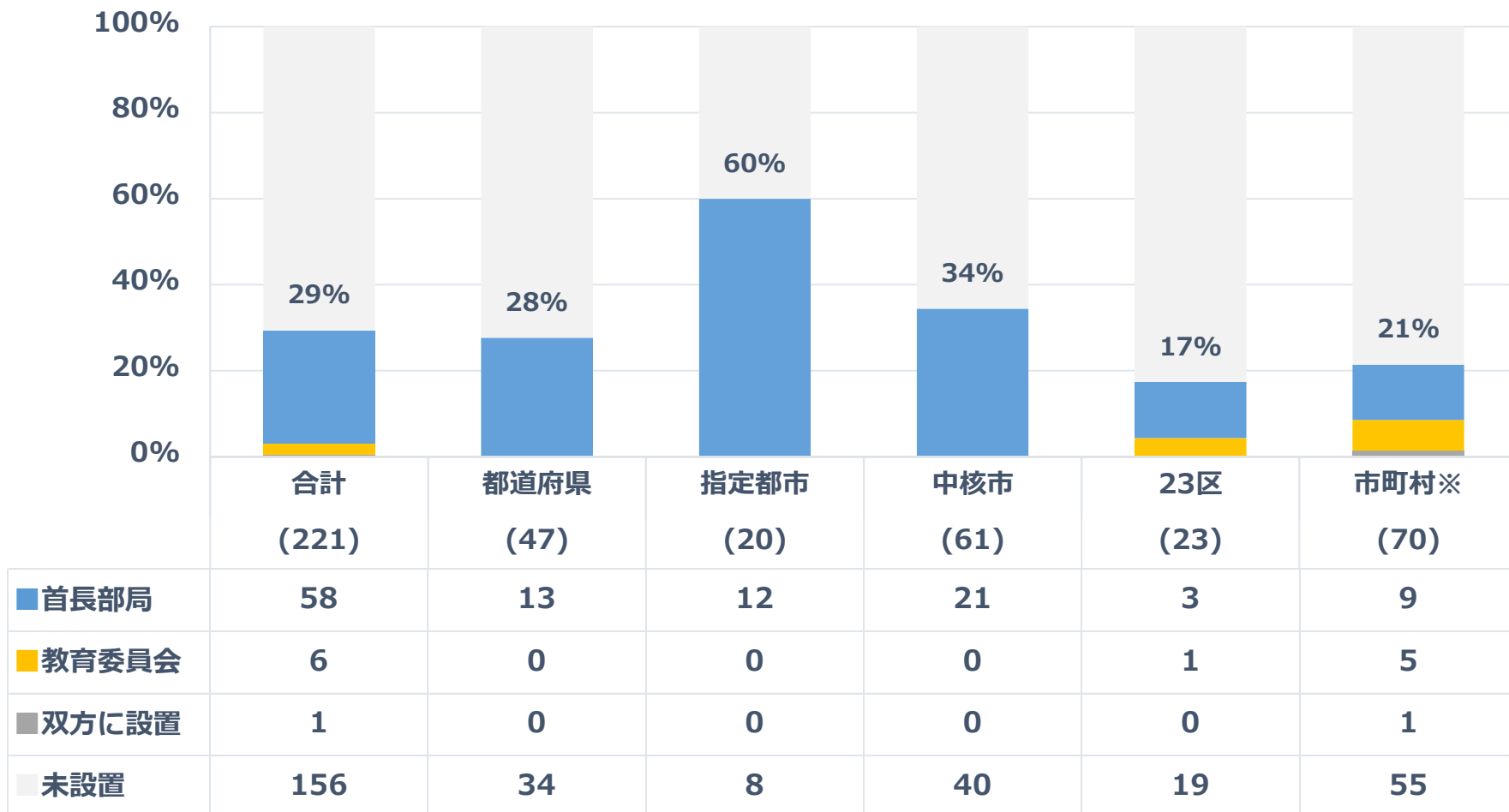
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではありません。

4

集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

(1)こども政策に係る関係部局の司令塔部局／総合調整部局の設置

- ・とりまとめる司令塔部局・総合調整部局を設置していると回答した自治体は全体の約3割（65自治体）。指定都市では6割がとりまとめ部局を設けていると回答。
- ・教育委員会にとりまとめ部局を設置している自治体が、23区、市町村に存在。



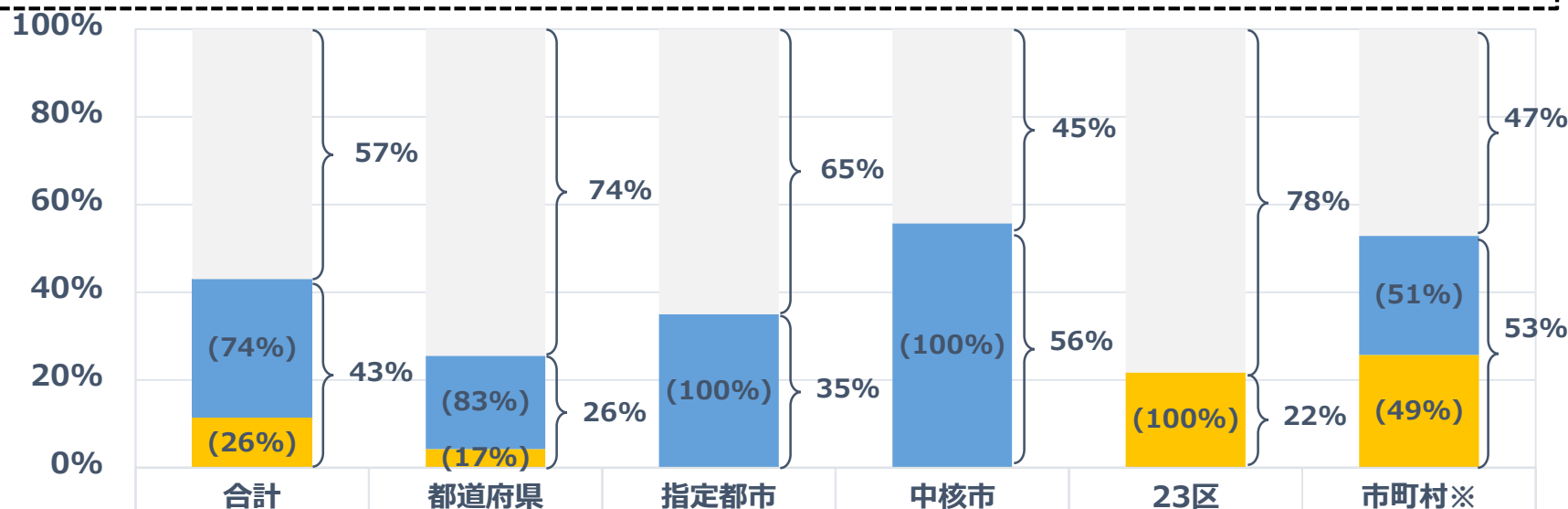
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

4

集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約している自治体

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園の所管を集約していると回答した自治体は、全体の約4割。このうち、「首長部局に集約」としているのが約7割、「教育委員会に集約」としているのが約3割。
- ・ 集約せずに幼稚園は教育委員会、保育所は首長部局、認定こども園は機能に応じた所管等としている自治体が約6割。



| | 合計 | 都道府県 | 指定都市 | 中核市 | 23区 | 市町村※ |
|-----------|-------|------|------|------|------|------|
| ■首長部局に集約 | 70 | 10 | 7 | 34 | 0 | 19 |
| ■教育委員会に集約 | 25 | 2 | 0 | 0 | 5 | 18 |
| ■上記以外 | 126 | 35 | 13 | 27 | 18 | 33 |
| | (221) | (47) | (20) | (61) | (23) | (70) |

※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

注1：「集約」とは、必ずしも全ての業務を担っている場合に限らず、その一部を事務委任・補助執行している場合も含む

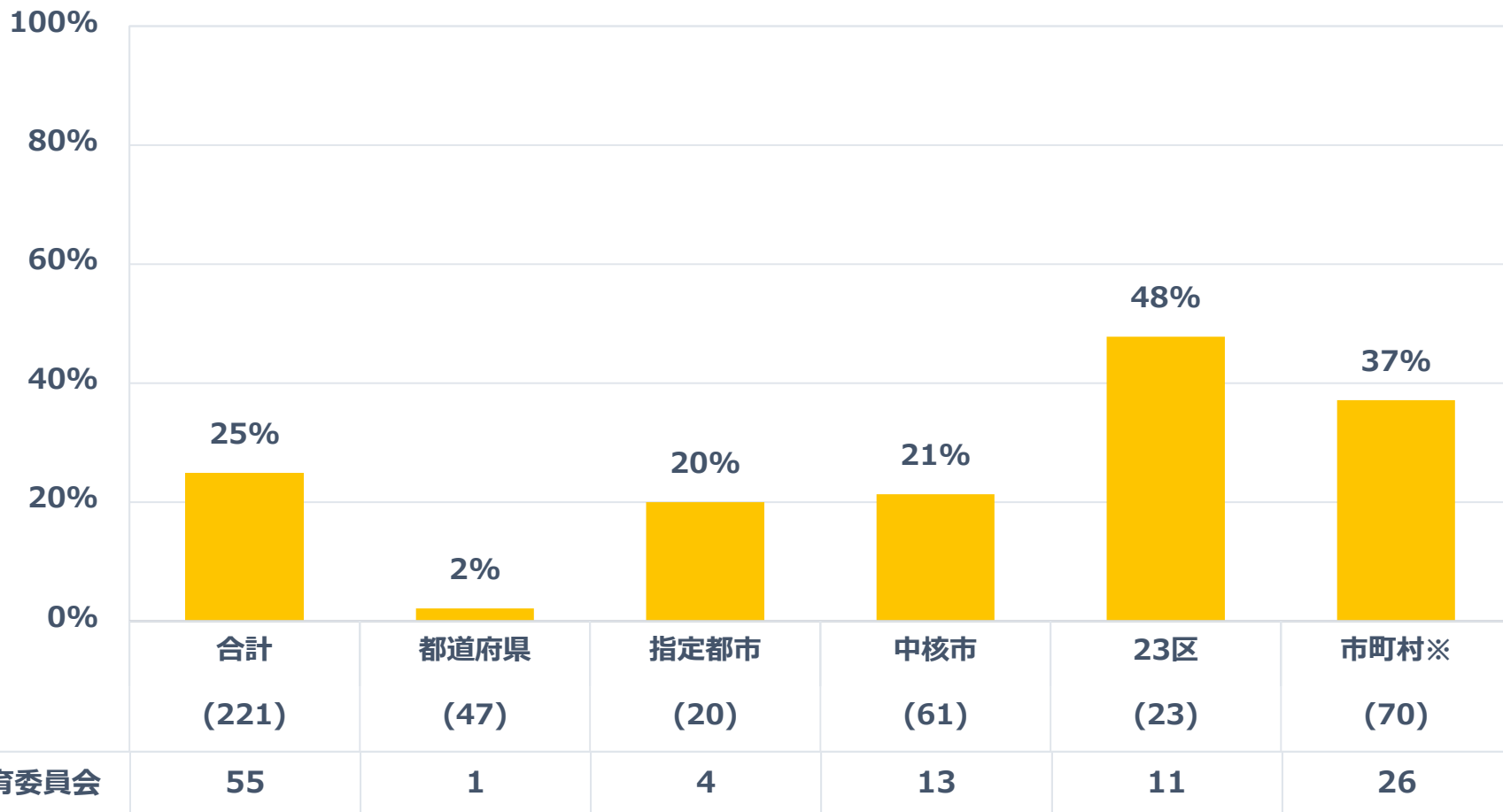
注2：括弧内の割合は、所管をいずれかに集約していると回答のあった自治体の内、首長部局又は教育委員会へ集約している割合

4

集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

(3)放課後児童クラブの事務を教育委員会が所管している自治体

- ・教育委員会が、放課後児童クラブを所管している自治体は全体の約2割。
- ・23区ではおよそ半分に当たる11区で教育委員会が所管。市町村でも約4割の自治体が教育委員会が所管。



※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

集計概要（調査項目2 地方自治体の組織体制の面での工夫）

（4）その他こども政策の所管を集約している業務

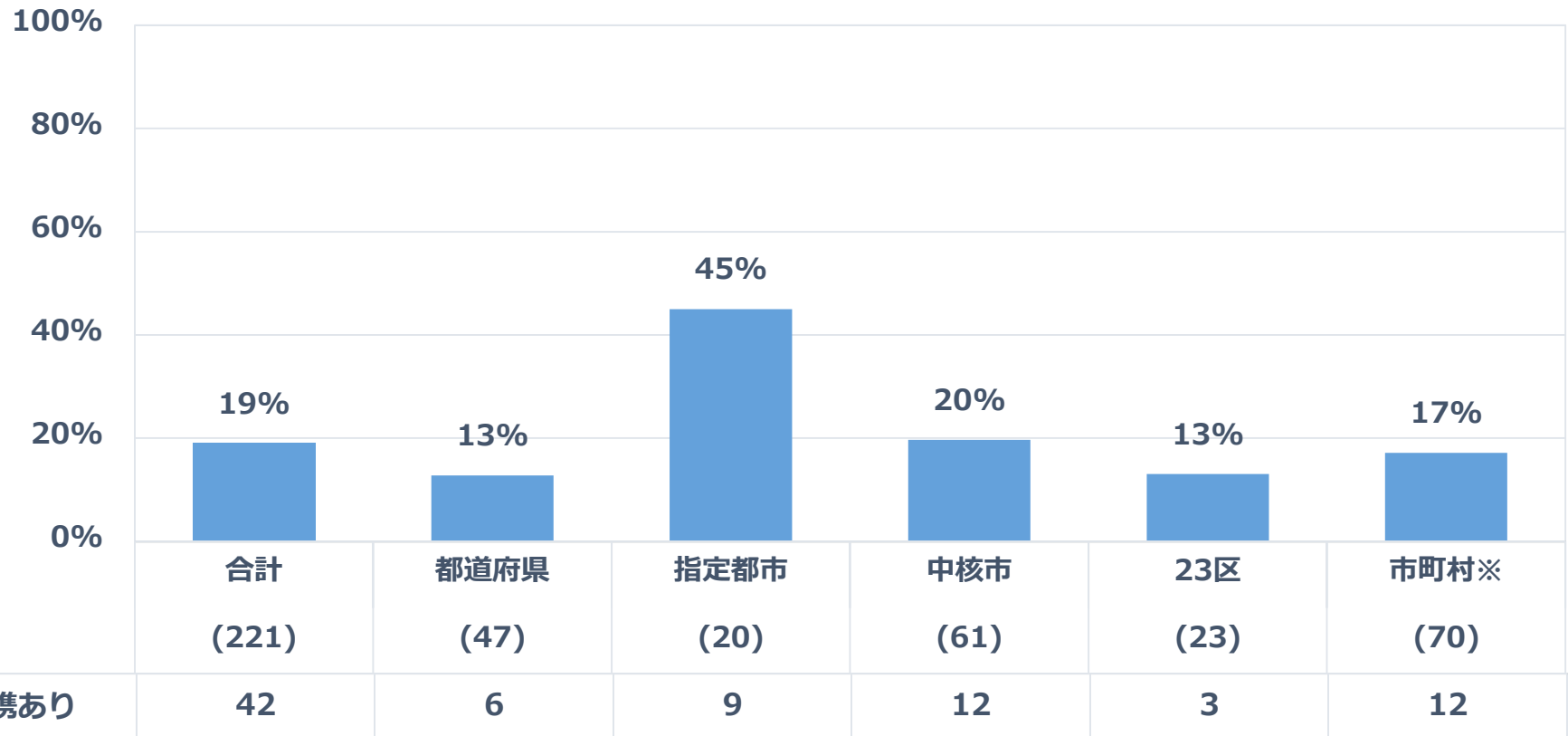
- ・こども政策のうち、児童福祉、こどもの貧困、母子保健、少子化対策に係る事務を首長部局に集約している自治体の割合が高い。

| | 合計 (221) | | 都道府県 (47) | | 指定都市 (20) | | 中核市 (61) | | 23区 (23) | | 市町村※ (70) | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|--------------|-----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| | 首長 部局 | 教委 委員会 | 首長 部局 | 教委 委員会 | 首長 部局 | 教委 委員会 | 首長 部局 | 教委 委員会 | 首長 部局 | 教委 委員会 | 首長 部局 | 教委 委員会 | | | | | | | | | | | | |
| こども政策の総合調整 | 139 | 63% | 28 | 13% | 27 | 57% | 2 | 4% | 19 | 95% | 0 | 0% | 45 | 74% | 4 | 7% | 16 | 70% | 5 | 22% | 32 | 46% | 17 | 24% |
| 青少年育成 | 94 | 43% | 95 | 43% | 31 | 66% | 9 | 19% | 16 | 80% | 5 | 25% | 24 | 39% | 31 | 51% | 10 | 43% | 9 | 39% | 13 | 19% | 41 | 59% |
| こどもの貧困 | 173 | 78% | 33 | 15% | 39 | 83% | 4 | 9% | 19 | 95% | 3 | 15% | 49 | 80% | 6 | 10% | 19 | 83% | 4 | 17% | 47 | 67% | 16 | 23% |
| 少子化対策 | 161 | 73% | 15 | 7% | 38 | 81% | 1 | 2% | 16 | 80% | 1 | 5% | 47 | 77% | 1 | 2% | 14 | 61% | 4 | 17% | 46 | 66% | 8 | 11% |
| 児童福祉 | 179 | 81% | 21 | 10% | 38 | 81% | 0 | 0% | 19 | 95% | 0 | 0% | 52 | 85% | 3 | 5% | 19 | 83% | 5 | 22% | 51 | 73% | 13 | 19% |
| 母子保健 | 162 | 73% | 6 | 3% | 34 | 72% | 0 | 0% | 16 | 80% | 0 | 0% | 44 | 72% | 0 | 0% | 19 | 83% | 1 | 4% | 49 | 70% | 5 | 7% |
| 障害児支援 | 157 | 71% | 50 | 23% | 29 | 62% | 7 | 15% | 16 | 80% | 7 | 35% | 45 | 74% | 10 | 16% | 18 | 78% | 11 | 48% | 49 | 70% | 15 | 21% |
| こどものいじめ | 78 | 35% | 145 | 66% | 21 | 45% | 24 | 51% | 11 | 55% | 14 | 70% | 20 | 33% | 41 | 67% | 12 | 52% | 19 | 83% | 14 | 20% | 47 | 67% |
| 集約なし／無回答 | 28 | | 13% | | 7 | 15% | | 1 | 5% | | 9 | 15% | | 1 | 4% | | 9 | 13% | | | | | | |

※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

注：「集約」とは、必ずしも全ての業務を担っている場合に限らず、その一部を事務委任・補助試行している場合も含む

- ・ NPO・民間との連携や人事交流について回答のあった自治体は全体の約2割。
- ・ 指定都市の約半数から連携事例の回答があるなど、NPO・民間との連携等が進んでいる。他方、それ以外の自治体のうち、回答のあった自治体は約1～2割程度。
- ・ 例えば、事業実施においてNPOや民間人と連携等を図るとともに、定期的な情報共有や意見交換などを通じ、施策の充実に取り組むなどの回答が見られた。



※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではありません。

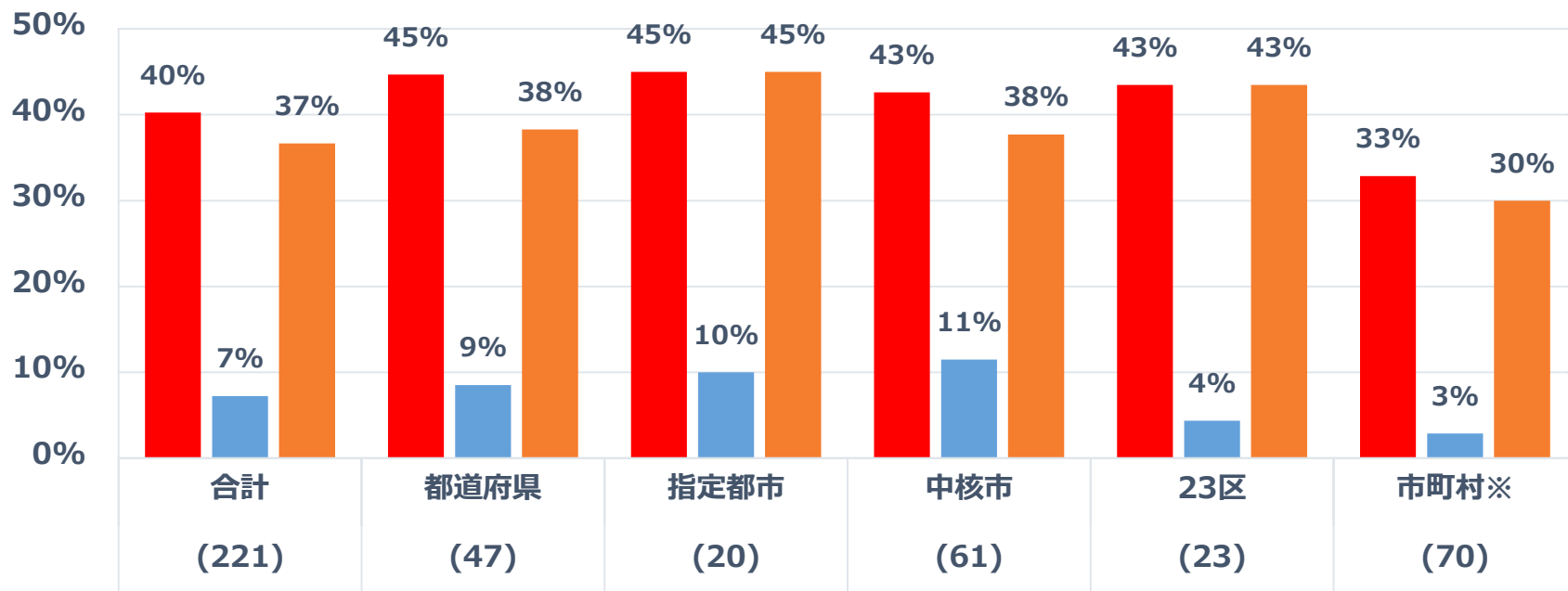
（注）「連携や人事交流」とは、アドバイザーや職員としての連携等を想定し、会議の構成員や事業の委託先となっている例は除く。

4

集計概要（調査項目4 いじめ問題に関して首長部局の取組）

(1)いじめに関する相談窓口を設置している自治体

- ・首長部局にいじめに関する相談窓口を設置している自治体は全体の約4割。いじめに特化した窓口を設置している自治体も一定数存在（全体の約7%）。



■①「いじめに特化した窓口」を設置

■②「いじめを含む総合窓口」を設置

■①、②のいずれか又はその双方の窓口を設置
(注)

※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではありません。

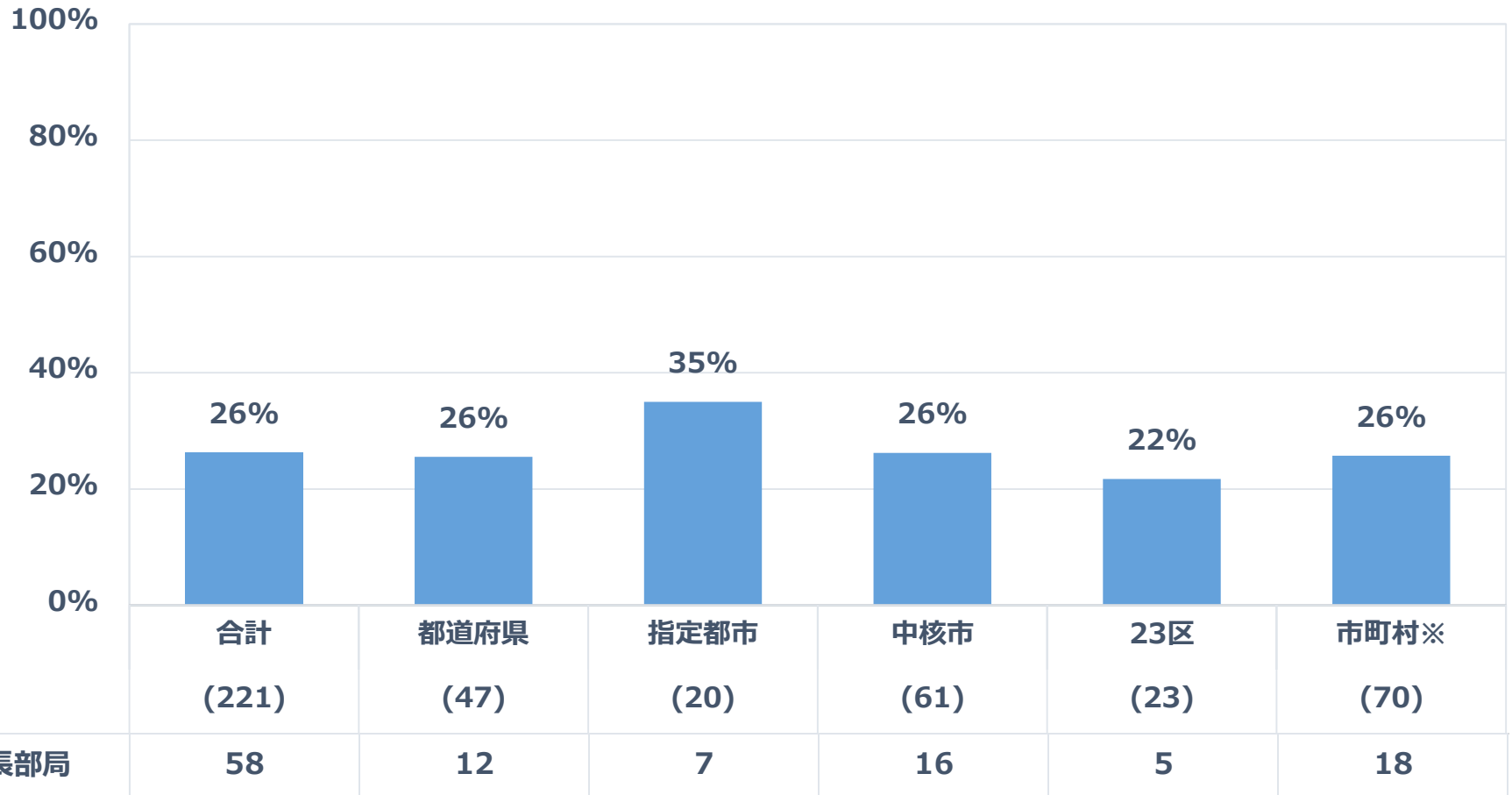
(注) ①、②双方を設置している自治体を含むため、①、②の合計と一致しない。

4

集計概要（調査項目4 いじめ問題に関して首長部局の取組）

（2）要保護児童対策協議会等のネットワークを活用している自治体

- いじめへの対応にあたり、首長部局が要保護児童対策協議会や子ども・若者支援地域協議会などの地域ネットワークを活用していると回答のあった自治体は全体の約3割。指定都市では約4割が活用。



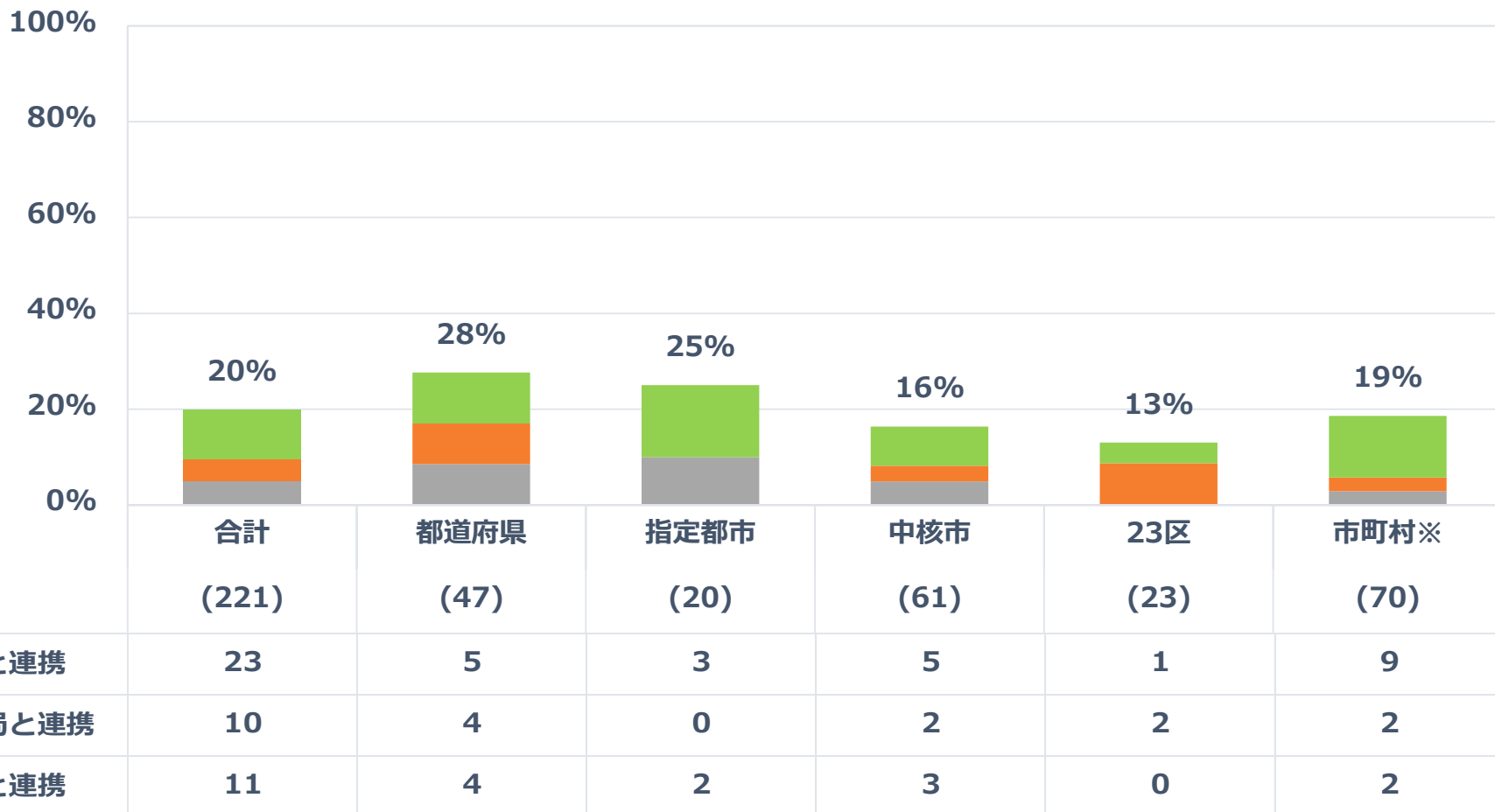
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではありません。

4

集計概要（調査項目4 いじめ問題に関して首長部局の取組）

（3）警察や法務局との連携を工夫しているとした自治体

- いじめに関し、首長部局が警察や法務局と連携をしている自治体は全体の約2割。警察や法務局と連携している自治体の内、警察との連携を構築している自治体の方が若干多い。



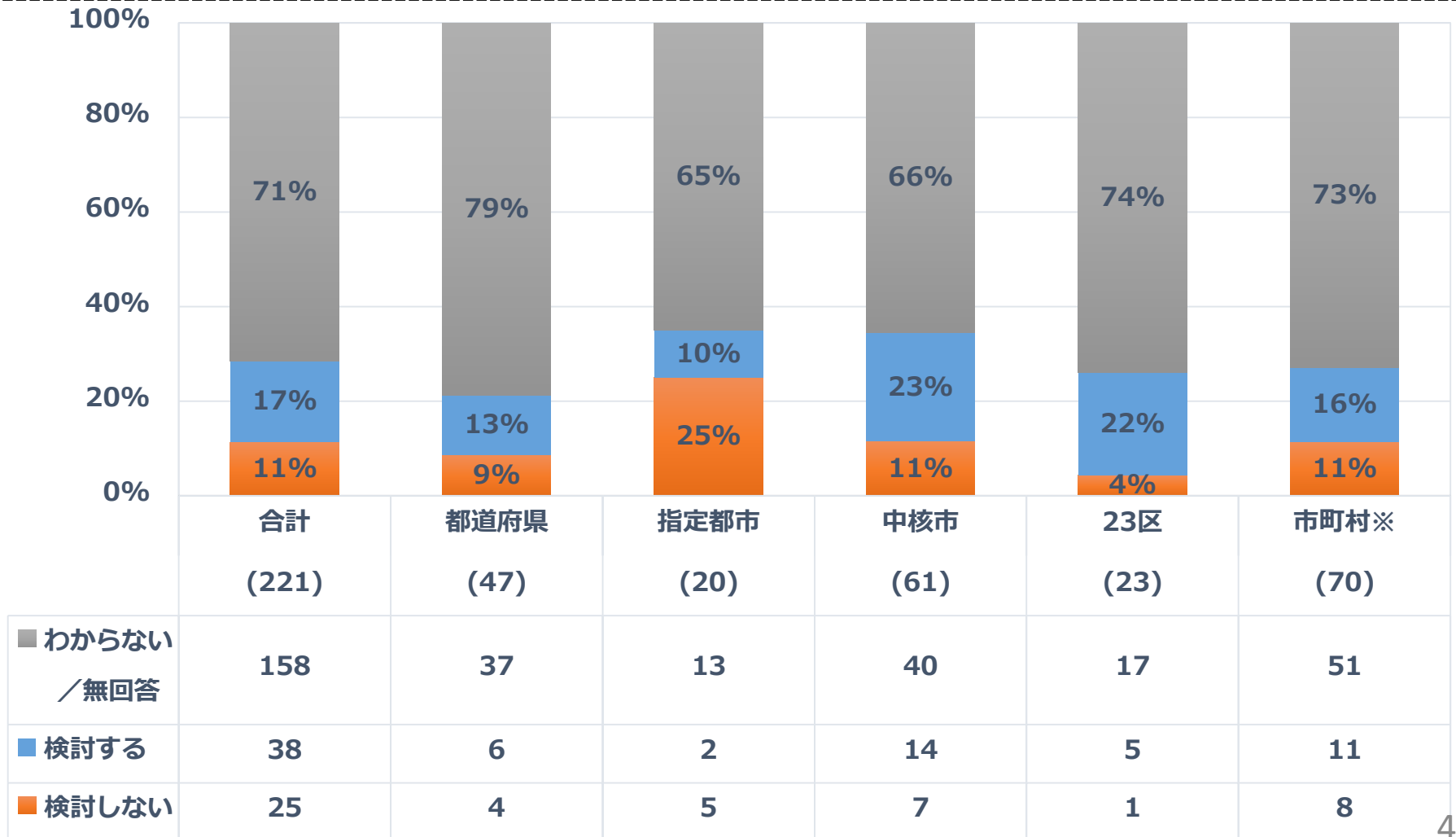
※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではありません。

4

集計概要（調査項目5 組織再編の検討）

こども家庭庁の設置に伴い地方自治体の組織改編を検討するか

- こども家庭庁の設置に伴い、自治体の組織改編を検討すると回答のあった自治体は全体の約2割。「検討しない」、「わからない」と回答した自治体は近年すでに組織改編を行った自治体が含まれている。



※70の市町村は事例収集目的の抽出であり、市町村全体の傾向を統計的に有意に示したものではない。

調査に関する問合せ先

内閣官房子ども家庭庁設立準備室

電話：03-5253-2111（代表）